



# シテイズンシップ教育と社会参画

埼玉大学 教授 大友 秀明

## 1. 「公共」と「参画」

平成20年の学習指導要領の改訂は、教育基本法改正等を踏まえたものである。改正後の教育基本法では、「公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成」(前文)と「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」(第2条3号)の必要性を強調している。ここでは、「公共」と「参画」に注目してみたい。

教育基本法の改正に先立って中央教育審議会が答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」(平成15年)を出し、そのなかで、「21世紀の教育が目指すもの」の一つに「新しい『公共』を創造し、21世紀の国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成」を挙げている。また、「公共」の具体的な内実を、以下のように示している。

- ① 国や社会の問題を自分自身の問題として考え、そのために積極的に行動するということ「公共心」
- ② ボランティア活動に見られるような互いに支え合い協力し合う互恵の精神
- ③ 地域社会の生活環境の改善や、人類共通の課題(環境、人権)の解決に取り組み、貢献しようとする意識
- ④ 他人や地域、社会のために役立てようとする自発的な活動への参加意識

## ⑤ 自らが国・社会づくりの主体であるという自覚と行動力、社会正義を行うために必要な勇氣

「公共」の精神、社会規範を尊重する意識や態度つまり、「政治や社会に関する豊かな知識や判断力、批判的精神を持つて自ら考え、『公共』に主体的に参画し、公正なルールを形成し遵守すること」を尊重する意識や態度を涵養すること」が重要であると述べている。このように①「公共」に参画すること、②公正なルールを形成し、遵守することに触れ、参画・形成と遵守の双方に言及している。

これらを踏まえて、今回の社会科の改訂では、「公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力」を育成することが求められている。これは社会科教育の究極の目標である「公民的資質の基礎」の育成と密接にかかわるものである。

## 2. 「協働」によるシテイズンシップ教育

「公共」に参画する資質や能力をどのように育成すればよいか。その一つの試みとして筆者も関与した「シテイズンシップ(市民性)教育」の実践を紹介しよう。

桶川市立加納中学校の宮澤好春教諭は、「地域社会のひと・もの・こと」とかわる体験的な活動や「他者」とのかかわりを深めながら小グループで進める作業的な活動を指導計画に位置づけ、「シテイズンシップ教育」を展開している。

平成18年度以降、選択社会「桶川のまちづくり」商店街の活性化を目指して「(第3学年)という授業を実践している。その内容は、桶川駅東口の再開発や周辺の商店街の活性化に向けた取り組みに着目し、生徒が「まち探検」を行い、その問題点を見出し、さらに、改善策を練り上げるものである。その際、生徒の願いや要望だけを取り入れた改善策ではなく、地域社会や商店街の願いや桶川市の取り組みを加味したものになるよう、商店街でのインタビューや市役所都市計画課の職員を招聘してのまちづくり講演会、外部講師によるマニフェスト型の政策決定の方法に関する講義等を学習過程に取り入れている。そして、できあがった改善策・提案書を桶川市観光協会の中山道宿場館に展示している。

宮澤教諭の授業実践の特色を挙げるとすれば、次の三点にまとめることができよう。

第一に、生徒たちが身近な地域の「公共問題」に取り組んだことである。具体的には、桶川駅東口や中山道の商店街の活性化、まちづくり、駅東口の開発問題などである。

第二に、学習の過程で様々な人々・他者とのかわりができたことである。まち探検では、店主へのインタビュー、大学生からのアドバイスがあり、市の都市計画については、市職員からの講話があり、マニフェスト型の提案資料の作成については、ローカル・マニフェスト型政策推進研究会会員によるワークショップや大学生からの支援を受けている。最後の意見交換やプレゼンテーションでは、級友・仲間、市職員、商工会役員との意見交換・交流の場面が設定されていた。

第三に、提案資料のマニフェスト化である。数値目標(期限、財源など)、ねらいと効果、行政・

(表1)「桶川のまちづくり—商店街の活性化を目指して—」授業展開

段階	テーマ	学習内容・活動
第1次 (3時間)	市政の現状と課題	・桶川市の取り組みや財政について広報誌や議会便りをもとに理解する。 ・まち探検のポイントやインタビュー内容を考える。
第2次 (5時間)	まち探検とまとめ	・まち探検を行い、商店街やまちづくりの「いいところ」や課題を見つけ、それらの情報を分類図としてまとめる。
第3次 (3時間)	まちづくり案の作成	・市都市計画課職員から「市のまちづくり」の取り組みの話、ローカルmanifesto推進ネットワークの方から政策立案の方法の話聞き、案を作成する。
第4次 (2時間)	まちづくり案の発表と意見交換・交流	・まちづくりの素案をmanifestoとして作成し、店主や地域住民にプレゼンテーションを行い、アドバイスを受ける。
第5次 (4時間)	manifesto型の提案資料作成とプレゼンテーション	・アドバイスをもち、再度まち探検、インタビュー、資料収集を行い、改善策を見直し、作成し、地域住民を対象にプレゼンテーションを行う。

商店街・生徒自身などそれぞれの立場に立ったものか明確化すること、ハード面とソフト面の区別、自分たちに行えることなどを意識して提案資料が作成されている。

このような特色が生まれたのは、シティズンシップ教育推進ネット(NPO)、埼玉ローカル・manifesto推進ネットワーク(政策研究・市民活動団体)、埼玉大学教育学部(社会科学教育学研究室)、桶川市立加納中学校の連携・協働による。各

組織・団体の持ち味をうまく組み合わせることによって「シティズンシップ教育」を活性化させることができた。

### 3. manifesto型のシティズンシップ教育

この実践の特色の一つが、先に挙げた提案資料のmanifesto化である。manifestoは、政策を具体的に示して有権者に約束をするものであり、「具体性」を高めることで「実効性」を担保し、「わかりやすさ・伝わりやすさ」を実現するツールといえる。

まちづくりの提案をmanifesto化することによって「シティズンシップ教育」の効果を高めている。この場合、「公共」へ参画する資質や能力は、大きく次の二つの場面で育成されるといえる。

第一に、「政治(政策の形成・決定)への参加」である。政策提案の部分について、manifestoに盛り込まれる数値目標、期限、工程、財源などの要素をわかりやすくするために、5W1H(Why:目的、When:いつまで、Where:どこで、Who:誰が、What:何を、How:どうする)に置き換えて提案資料を作成している。

生徒たちは政策の形成プロセスに間接的に参加することになる。

第二に、「地域活動・まちづくりへの参加」である。政策提案を「自分ででき

ること」と「自分でできないこと」の二つに分け、それぞれに5W1Hを記している。生徒自身が「できること」と「できないこと」を明確にすることによって、住民としての自覚や、地域と自分とのかかわりを考えるきっかけになっている。(※1)

### 4. 「活私開公」の教育

「公共」に参画するためには、「社会規範意識」を身につけていることが前提とされ、同じ価値や規範を共有した者の集まりや空間を「公共」と捉えがちである。

しかし、本来の「公共」とは、お互い相容れない人たちが相互に折り合いをつけ、合意を形成する場と考えられる。「公共性」とは、あらかじめ明白な理念や規範として存在するものではなく、不確実な要素を含んだ状況における諸力のぶつかり合いによって生成しつつあるものといえるのではない。

「公共世界は上から与えられるものではなく、われわれが生成させる世界」と考えられる。そこでは、個人が「異質な他者とのコミュニケーション」のなかで活かされ、そのことによって「公共性」が開花されるような教育、「活私開公」の教育を構想・実践することが期待されている。(※2)

ここで紹介した実践の場合、中学生が身近な地域の「公共問題」について、多様な価値観を持っている人々と「かかわり合い」、いくつかの政策を提言している。「協働」のもとに「参加」し創出される授業の場こそが新しい「公共」になっているのではない。

このような「自己—他者—公共」観をもとに、教育をいかに実践するかが、今求められている。



桶川市商工会へのmanifestoの提案

※1 大友秀明他「市民社会組織との協働によるシティズンシップ教育の実践」埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター紀要6号2007年、桐谷正信他「manifesto型思考を用いたシティズンシップ教育の実践」同紀要7号2008年を参照  
 ※2 山脇直司『公共哲学とは何か』筑摩書房2004年